

## 令和元年度「歳末たすけあい募金」ご協力のお願い

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員、社会福祉施設、関係機関・団体等の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人々が安心して暮らすことができるよう展開する募金運動です。

皆様からのご芳志は、年の瀬にあたって支援を必要とする方々や福祉サービスの運営資金として配分されています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

スローガン：「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

募金運動期間：令和元年 12 月 1 日～12 月 31 日

お問い合わせ先

石垣市共同募金委員会（石垣市社会福祉協議会内）

電話：84-2211



## ～やいまの伝統～凧づくり教室の実施について

いきいき学び課では、伝統凧づくりの技術の習得と地域文化の発展・継承を目的として、～やいまの伝統～凧づくり教室を下記のとおり実施します。

自分や家族の手で作った伝統凧を、正月の大空に揚げてみませんか？

当日の見学だけでも大歓迎！！多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

○日 時 令和元年 12 月 7 日（土）、12 月 8 日（日）午前 9 時～午後 5 時

○場 所 平得公民館 2 階ホール ○対象者 全市民（※小学生以下は保護者同伴）

○材料費 1,000 円 ○定 員 20 名（定員に達し次第締め切ります）

○募集期間 令和元年 11 月 18 日（月）～12 月 3 日（火）

※申し込みはいきいき学び課窓口または電話にて申し込みください。

※作成する伝統凧はアヨー、ピキダー、八角の中から一つを選んでいただきます。

※材料はこちらで準備しますが、作成に係る道具（小刀、筆記用具等）は持参ください。

【問い合わせ先】石垣市教育委員会いきいき学び課 ☎ 0980-83-0373



## 『ながら運転』厳罰化について

全国的に携帯電話使用中の重大事故が相次いだことを受け、道路交通法改正により、**本年 12 月 1 日**から運転中の携帯電話使用の罰則が強化されます。

携帯電話使用等（保持）：運転中の携帯電話の使用や画面を注視する違反

・ 5 万円以下の罰金から、**6 ヶ月以下の懲役または 10 万円以下の罰金に引き上げ**

・ 違反点数を現行の 1 点から **3 点に引き上げ**

・ 販促切符適用の場合

違反点数 1 点⇒**3 点**

反則金 大型車：7 千円⇒**2 万 5 千円** 普通車：6 千円⇒**1 万 8 千円**

二輪車：6 千円⇒**1 万 5 千円** 原付車：5 千円⇒**1 万 2 千円**



●携帯電話使用等【交通の危険】： 通話や注視により交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせる違反  
違反点数 2 点→**6 点**

「3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」→「1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」運転中にスマートフォンなどを使用して交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせた場合、違反点数 6 点となるため、**即、免許の停止処分を受けることになります。**

運転中にスマートフォンなどをどうしても使用しなければならない時は、**必ず安全な場所に停止してから使用しましょう。**